補助対象経費について（要綱第３条関係）

補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 費　　目 | 内　　　　　容 |
| 報償費 | 講師及びアドバイザーへの謝金等 |
| 旅費 | 講師及びアドバイザーの旅費、プロモーション活動に要する旅費等 |
| 消耗品費 | 事業実施に必要な消耗品の購入費 |
| 印刷製本費 | 事業実施に必要なチラシ等プロモーション資材の作成費用等 |
| 通信運搬費 | 事業実施に必要な配送費、通信費等 |
| 広告料 | 観光商品のメディア等への掲載に要する経費 |
| 手数料 | インバウンド対応に必要な翻訳料等 |
| 委託料 | 事業実施に必要な外部委託に要する経費（デザイン制作、ホームページ制作、パンフレット制作等） |
| 使用料賃借料 | プロモーションのためのイベント出展に要する会場使用料、器具のレンタル料等 |
| 備品購入費 | 事業実施に必要な備品の購入費 |
| 原材料費 | 商品開発に要する材料費 |
| その他 | 市長が特に必要と認める経費（個別に経費の内容を審査し、その適否を判定するものとする。） |

（備考）補助対象とならない経費

・補助事業者の事務所等の維持管理に係る経費

・補助事業者の構成員に対する人件費、謝礼

・他の事業を行っている場合、当該補助事業と区別することが困難な共通経費

・領収書等により補助事業者が支払ったことが明確に確認できない経費

・交際費、慶弔費、飲食費、その他社会通念上補助することが適当でない経費

・その他補助事業に直接関連していない経費